

子育てのための施設等利用給付認定(新2号・新3号)について

保育の必要性の認定(新2号・新3号※)を受けた場合、次の保育料が無償化の対象となります。対象となるためには、事前に申請の手続きが必要です。

必要書類等は、裏面をご確認ください。

※ 新2号：3歳児から5歳児の認定、新3号：0歳児から2歳児の認定（当年度4月1日時点の満年齢）

認可外保育施設等※を利用する

※対象となる施設・事業は、認可外保育園施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業です。

- 保育園、認定こども園、幼稚園等を利用できていない方が対象となります。
- 3歳から5歳までの子どもの保育料は月額 37,000 円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料は月額 42,000 円までの保育料が無償になります。
- 認定申請の手続きは、常滑市役所こども保育課でのご案内となります。

保育園の入園基準

○その保護者（母親・父親）が下記のいずれかの条件に該当する場合です。ただし、家庭で保育できると認められる場合は除きます。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 労働 | 毎月 60 時間以上仕事をしている場合（家事は除く。） |
| (2) 母親の出産等 | 母親が妊娠中又は出産後間がない場合（産前・産後 8 週間） |
| (3) 病気・障がい等 | 長期の病気、負傷又は障がい等がある場合 |
| (4) 病人の介護等 | 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合 |
| (5) 災害等 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合 |
| (6) 求職活動等 | 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合 |
| (7) 就学等 | 就学又は職業訓練を受けている場合 |
| (8) その他 | 虐待やDVのおそれがある場合等 |

対象施設・事業を利用する、前月 20 日までに、常滑市役所こども保育課に、以下の書類を提出してください。

認定申請に必要な書類

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- 申請書に記載された家族全員のマイナンバーが分かるもの・本人確認書類
- 証明書（就労証明書、申立書等）（添付書類を含む。）

就労形態等により該当する書類を提出してください。

就労形態等 書類名	勤務者 (正社員)	勤務者 (正社員 以外)	内職	自営 農業 漁業	出産	病気 介護	求職	就学等
◎就労証明書※1	◎	◎	◎	◎				
◎申立書(緑)						◎		
◎賃金明細書等※2		◎	◎	◎				
◎その他添付書類				◎ 事業主は 確定申告 の写し	◎ 母子手帳の 写し 表紙及び予 定日記載ペ ージ	◎ 診断書・手 帳の写し等	◎ 求職活動 確約書	◎ 通学証明 書等

※1 勤務先、勤務時間等が変更になった場合、最新の証明書を随時、提出してください。

※2 賃金明細書等は、別紙「就労証明書の添付書類について」を参考にしてください。

対象施設・事業を利用後、以下の書類を、常滑市役所こども保育課に、支払い月の 5 日（土日・祝日の場合は、前開庁日）までに、提出してください。

請求に必要な書類

*常滑市ホームページ（幼児教育・保育の無償化）よりダウンロードできます。

- 施設等利用費請求書（償還払い用）*
- 領収書 及び 支援提供証明書等 *
- その他（認定申請時の未提出書類）

※認定申請に必要な書類が未提出の場合、お支払いができません。

支払いは、年 4 回（7 月、10 月、1 月、4 月）になります。

※利用年度分（4 月～翌年 3 月）の請求は、翌年度 4 月の第 1 金曜日が最終期限となります。まとめて（例：4～8 月分を 10 月に）請求することもできます。